

平成 30 年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

二ツ橋第二地域ケアプラザ

2 事業計画

1 全事業共通

地域の現状と課題について

二ツ橋第二地域ケアプラザ（以下、ケアプラザという）の担当エリア内の高齢化の状況は、第四地区 27.8%・相沢地区 26.2%で、（瀬谷区全体は 27.6%）両地区とも高齢化が進んでいる状況です。

また、両地区（瀬谷第四地区は一部二ツ橋地域ケアプラザと重複）の要介護認定率は、ここ数年で要支援の方と要介護 1・2の方が増加しています。

このような状況で、今年度は第 3 期地域福祉保健計画に基づき、両地区では地区計画により、見守りやサロン活動などの地域福祉活動を活発に展開し、当ケアプラザとしても地区や各自治会町内会単位での地域福祉活動支援を中心に進めて来ています。

瀬谷第四地区では、地域福祉活動の担い手育成を進め、子ども支援の活動である「よんたくん広場」の実施・地域活動の人材育成としての「よんたくん倶楽部」への支援を進めています。

相沢地区では、「生活支援助けあいの会」をすすめ、軌道に乗せつつあります。

このようななか、平成 30 年度はケアプラザとして、地域の中で福祉の課題を抱えた方が住み暮らしやすい環境をつくるため、生活支援体制整備事業を中心に、個別のニーズ把握や認知症等の課題を抱えた方や家族が集える場所づくり、介護予防のための諸事業などを進めます。

【主な取組】

- (1) 連合自治会、民児協、地区社協との連携を進め、地域住民や専門機関、企業・団体に事業の周知を行い、理解促進と多様な主体との連携強化を図ります。
また、単位町内会のニーズ把握・社会資源の把握・アセスメントを強化し、日常生活課題への解決方法を地域住民・団体とともに協議し生活支援体制整備事業を進めます。
- (2) 瀬谷第四地区「女性のボランティア」や相沢地区の「相沢助けあいの会」の育成の支援を始め、地域活動を行っているグループ・地域活動を希望する方々の人材育成、子ども支援事業の推進のための支援などを進めます。
- (3) 地域の単位町内会などとの協働で、出前講座や健康講座などを実施し、介護予防事業を広めます。
- (4) 相談者の立場に立った総合的な相談対応・サービス提供を行い、介護予防促進のため地域の高齢者の方々が目標を持った生活ができるよう意思確認を行いながら、社会資源の紹介や介護予防の普及強化へつなげます。また、介護保険利用者が可能な限り居宅で、状況に応じ自立した生活を営めるよう支援をすすめます。

(1)相談（高齢者・こども・障害者分野等の情報提供）

- (1)日頃から区役所や関係機関と情報を共有し連携することにより、相談内容に応じた速やかな対応を進めます。
また、包括以外の職員も活用できる、相談受付様式により、軽微な相談内容も相談票に記入することを促して漏れのない速やかな相談体制を整えます。
- (2)月例のケア会議で区役所・ケアプラザ・区社協間で地域・個別支援についての情報を共有し連携を図り、地域性・個別性に沿った対応を目指します。
- (3)相談内容によっては、区社協だけでなく、子育て支援拠点や生活支援センター等のせやまる・ふれあい館内の各施設と連携し、各施設の専門性を活かした支援につなげます。
- (4)隣接する県立三ツ境養護学校、市立二つ橋高等特別支援学校、横浜市西部多機能型拠点「こまち」の障がい児者の状況や就労状況などを把握するとともに、学校やPTA・当事者に地域情報の発信を行います。
- (5)オープンスペースやエントランスなどに、地域情報や介護保険情報の冊子やチラシを取り出しやすいラックに配架して、来館者に情報提供します。
- (6)介護予防支援事業や居宅介護支援事業など、利用者宅への訪問の際、家庭内状況や地域から寄せられる情報などから、区役所や関係機関へつなぎ連携することで、支援を進めます。

(2)各事業の連携

- (1)月例のケア会議で包括3職種・地域活動交流コーディネーター（以下「C0」という）・生活支援C0・瀬谷区社会福祉協議会（以下、区社協という）・区職員にて個別課題の検討や地域の情報交換を実施します。
- (2)自主活動サロンや老人会に各職種で関わり、定期的に参加し健康講話・体操・脳トレ・音楽レクを実施するとともに、介護予防普及啓発を進めます。
また、できるだけ多くの地域で「ケアプラザ」「介護保険制度」「振り込め詐欺等」「地域活動」などについての幅広い啓発に努めます。
- (3)職種間の連携により、担当サブ担当制で地域のサロンなどの各活動の場に出向き「フォローアップ講座」を実施し、効果測定を行っていきながら、関わっていき後方支援を進めます。
- (4)区社協や三ツ境養護学校、障がい者関係機関・施設との連携を深め、地域への障害理解の推進に向けて活動の幅を広げるとともに横浜市多機能型拠点「こまち」との協働で、重症心身障がい児余暇支援事業「みーとすまいる」を実施します。
- (5)運動などを中心とした住民向け健康講座などを実施します。
- (6)地域の会合や行事、地域情報に関することについて、全職員で「地域支援記録」に記録し、定期的に回覧・共有を進めます。

(3)職員体制・育成、公正・中立性の確保

- (1) 地域包括の職員が、異動により代わったが 30 年度も人員体制は、整っています。
- (2) 市社協本部の「人材育成計画」をもとに、「求められる職員像」の自己評価を進めるとともに、ケアプラザの職員としての「職務遂行能力」を高めるための研修や各種の業務担当連絡会に出席をし、「基幹研修」や「課題別研修」の出席者からの報告書の提出や職場内への伝達研修も実施します。
- (3) 全常勤職員は、市社協全体の方針に基づいた個別目標を年度毎に設定し、業務を行い年 3 回以上定期的な自己評価や上司からの評価・指導による人事考課制度を実施します。
- (4) 職員の育成については、法人で作成の「地域ケアプラザ基本指針」、「地域ケアプラザ業務指針」、「4 職種連携のあり方」（4 職種＝保健師等、主任ケアマネジャー《以下「ケアマネ」という》、社会福祉士、地域活動交流 CO）「地域ケアプラザ自己評価シート」、「地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢」、「地域ケアプラザ職員のあり方」「地域ケアプラザが取り組む地域支援」（地域活動交流 CO・生活支援 CO 編）に基づき、定期的に各々の業務能力を確認することで、自身に不足している部分を明確化し、スキルの向上や質の高いサービス提供ができるよう取り組みます。
- (5) 生活支援体制整備事業の推進を、「生活支援体制整備事業の手引き」（健康福祉局）、「生活支援体制整備事業への本会の考え方」（法人）に基づき進めます。
- (6) ケアマネットや各種専門職の連絡会を通し、区内サービス事業所の情報を収集し、ケアプラザ内で共有することで特定事業者への偏りを防ぎます。
- (7) 月例の所内ケアマネミーティングで、特定の事業所に偏らないように確認し、課題のあるケースへの対応等について検討します。
- (8) 第三者評価結果に基づき毎年年間の振り返りを全職員で行っており、運営やより適切なサービスの在り方などについて検討を行い普段の業務に反映させます。
- (9) 法人のコンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、法令や内部規定の遵守を意識し公平・中立な立場で業務にあたります。

(4)地域福祉保健のネットワーク構築

- (1) 毎月の連合自治会、民児協、地区社協の各定例会に、職員が参加し、地域住民からの情報収集やケアプラザからの情報提供を進めます。また、地域から得た情報について、地区支援チーム会議で情報共有します。
- (2) 地域サロン・ミニデイ等に参加し、ケアプラザからの情報提供や地域ニーズの吸収を進め、訪問から得た情報や課題を基に、エリア内の諸団体のスキルアップや交流・情報共有・モチベーションの向上を図ります。
- (3) 地区単位による行事は基より、単位町内会が開催する行事（餅つき大会や防災訓練）にも参加、関係構築だけでなく、単位町内会が行う地域住民の交流の場や見守り機能などを把握し地域アセスメントを進めます。
- (4) 「女性のボランティア」事務局として、定例会の開催支援、議事録の作成、研修の企画や、重要な課題・役員会等を支援します。
- (5) 瀬谷区ヘルスマイトやさわやかスポーツ普及委員などの健康促進関係団体との連携で、健康講座や介護予防などの講座を進め地域に広く介護予防の意識啓発を進めます。
- (6) 隔月開催のせやまるふれあい館の管理委員会で関係機関や行政と情報共有を行い、現状の問題や進捗状況の共通認識を持つ機会とします。
- (7) 民生委員対象のケアマネとの交流会を進め、個別のケースについての共通認識を持つとともに、互いの役割を理解し、今後の連携の強化を図ります。

(5) 区行政との協働

- (1) 第三期地域福祉保健計画の地区計画の推進について、両地区の支援チームを中心に進めます。(地区支援会議に所長が、支援チーム会議に生活支援・地域活動交流COが出席)
- (2) 第四地区の人材育成をはじめとした「よんたくん倶楽部」等の各事業や相沢地区の「ふれあいのつどい」での、地域福祉保健計画の紹介ブースや各体験や事業所製品の作製体験のブースの支援をはじめとした事業に地区支援チームとともに取り組みます。
- (3) 職員が各分担で各種定例会やサロンに参加し、地区支援チームと情報共有を行うとともに地区支援の内容や方向性について適宜確認を進めます。
- (4) 区社協・瀬谷区高齢・障害支援課等との共催で「ぼらんていあカフェ」などを実施し、地域福祉活動を進めるボランティア活動を支援します。
- (5) 市社協長期ビジョン・市社協地域福祉保健計画(横浜市との協働策定)に基づき、定期的な振り返りや見直しを行いながら、地域支援を進めます。

2 地域活動交流事業

(1) 自主企画事業

- (1) 地区社協・地区民児協などの地域福祉活動団体の会合や地域サロン・ミニデイサービス等の活動に参加し、聞き取りなどを活用し地域課題の把握を進めます。また活動内容や地域から得た情報などを整理し、部門間で情報共有を行います。
- (2) サロンやシニアクラブ・相和会での出前講座を実施後、エリア内のサロンで同じ内容のアンケートを行い、その分析からエリア毎の課題を抽出し、課題へのアプローチを進めます。
- (3) 広報紙の発行や、掲示板の活用により、事業案内や地域活動の周知などの情報を地域に発信します。また、連合自治会・町内会に依頼し班回覧による地域の方々への情報提供を進めます。(※広報紙は隔月で発行予定)
- (4) 地域支援計画を区社協と共に年度始め・中間期・年度末の時期に協働で作成することにより、振り返り・見直しを行いつつ支援の方向性を共有します。
- (5) ニツ橋地域ケアプラザのエリアと重複する瀬谷第四地区への地域支援については、地域活動交流CO、生活支援COともに、ニツ橋地域ケアプラザの同職種や包括職員と役割分担を明確にしつつ情報共有と支援の方向性を検討します。
- (6) 重症心身障害児を対象とした余暇支援事業「みーとすまいる」を区社協・三ツ境養護学校・関係施設等とともに企画・実施します。また担当地区の地区別計画の柱である障害者理解促進事業を支援するための一助とします。
- (7) 第四地区の「よんたくん広場」「よんたくん倶楽部」や、相沢地区の「助けあいの会」等を中心に、企画実施や運営への基盤づくりをともに行い、軌道に乗るよう支援します。
- (8) 「音の駅」の開催を区内ケアプラザとの協働で行うことを通し、地域との関係構築をさらに進め、これを契機にし、新たな地域活動への支援につなげます。

(2) 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

- (1) 瀬谷第四地区の「女性のボランティア」をはじめとして、地域の活動団体（民児協・地区社協・連合町内会等）の拠点として、さらなる定着化を図ります。
- (2) ケアプラザ内の廊下壁面を利用して、地域の方の作品展示や活動紹介をする「せやまるギャラリー」の利用率を向上させるため、積極的に広報活動を行います。
- (3) 貸館稼働率向上のため、各室の空き状況がわかる掲示板の周知を積極的に行い、夜間利用率向上のため、広報紙での周知で夜間利用の団体登録を促します。
- (4) 登録団体の活動情報を来館者が自由に閲覧できる台帳を活用し、地域の活動に興味を持つ方々が活動につながるよう進めます。また、会場利用団体の交流会を実施し、利用に関する留意事項の周知や利用者の意見・要望などを貸館事業に反映します。
- (5) せやまる・ふれあい館の6館共催の「せやまる・ふれあい祭り」において、地域のボランティア団体、貸館登録団体がそれぞれの活動を活かしたブースの設置を行い、活動の発表及びPRの場づくりを進めます。

(3) ボランティアの育成及びコーディネート

- (1) 第四地区人材育成について、「よんたくん倶楽部」の活動をはじめ地域活動を円滑にすすめるための組織作りなどへの支援を、地区支援チームと共に進めます。
- (2) 地域の子ども支援事業の「よんたくん広場」では実行委員として、地域の活動希望者が企画から加わり進めて行くための支援を進めます。
- (3) 瀬谷第四地区が推進する「女性のボランティア」が地域で定着し、より安定した運営ができるように、事務局的な機能として運営・広報活動研修会などを支援します。
- (4) 相沢地区のすすめる「助けあいの会」の、人材育成や組織づくり等を支援します。
- (5) 区内の地域活動交流COと協働し、新しくボランティアを始める方を対象に、ボランティアデビュー講座を開催します。ボランティアを始めるにあたってのポイントや、よこはまシニアボランティア事業の紹介を行います。また実際の活動先につなげ、地域活動への参加の足掛かりとなるように支援します。
- (6) 地域を拠点として、介護予防事業（元気づくりステーションなど）などを展開する際、あらかじめ、自治会役員や民生委員の方々と協議し、地域の活動団体やボランティアの方々の協力により実施します。

(4) 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

- (1) 地域の定例会やサロン等の活動内容や情報を各職種間で共有し、課題の検討に繋がります。また、エリアが重なる瀬谷第四地区に関しては、二ツ橋地域ケアプラザとも同様に情報共有・課題検討を進めます。
- (2) 地域アセスメントシートを適宜更新・作成し、そこから見えてくる課題に対して各部門との連携で解決に向けた取り組みを行います。また、各町会別のアセスメントシートの作成を計画的に進めます。
- (3) 広報紙の発行や掲示板の活用をし、地域への情報発信を進めます。
- (4) 区社協と共に地域支援計画書を作成し、地域情報の共有と支援の方向性の検討を進めます。また、定期的な振り返りや見直しをともに行います。
- (5) 地域支援チームとの連携による情報共有や、地域支援会議による他のケアプラザエリアの活動の情報を参考にし、事業に反映できるようにします。

3 生活支援体制整備事業

(1) 事業実施体制

- ① 生活支援 C0 だけでなくケアプラザの全職員が体制整備事業を推進する体制づくりをさらに推進します。
○アセスメントシートや社会資源リスト、人口統計データ、分析データなどを全職員に回覧、29 年度行ったアンケート調査結果と考察を職員全体会議で共有し、地域支援への関心を高めます。
○包括支援センターの総合相談に同行訪問し、個別課題の把握に努めます。
- ② 昨年度に作成した総合相談票のシステムを用いて、相談のあった方の生活課題を積み重ね、町内別に整理を行いアセスメントに活かします。
- ② エリア内の商店などへ足を運び、ケアプラザの周知はもとより、体制整備事業の周知を行い、見守り活動などの啓発を行います。
- ③ 生活支援 C0 連絡会が作成する「瀬谷をまるっと生活支援」の記事の作成とその広報媒体としてボランティアメニューや Facebook を活用し、これまで地域活動に関心の薄かった住民に向けて広報を行います。
- ④ 60 代以下の世代が参加しやすい、おおむね単位町内会を範囲とした交流の場を設け、若い世代が高齢者を含めた地域の支え合いに参加できるきっかけを作ります。

(2) 地域アセスメント（ニーズ・資源の把握・分析）

- ① 地域で行われているサロンや食事会、町内会行事に参加し、利用者からのヒアリングやアンケートを通じ、ニーズ把握を行います。また、外出が困難な方に関しても、家庭への訪問や情報収集するなどの把握に努めます。
- ② 単位町内会をエリア単位として、社会資源を整理し、単位町内会別のアセスメントシートの更新を行います。
- ② 生活支援 C0 連絡会で集計した要支援の認定受けている方の生活課題を把握するアンケートの分析を行います。
- ⑤ 総合相談で把握する個別のニーズを地域包括支援センター（以下「包括」という）と協力して単位町内会毎に整理し、生活ニーズの把握と分析を行います。

(3) 連携・協議の場

- ① 単位町内会や班単位を範囲とした見守りの取組みについて、地域住民と共に協議を行い、具体的な地域活動へとつなげていきます。
- ② 瀬谷第四地区「女性のボランティア」の事務局を担い、定例会の開催や活動推進のための調査、議事録の作成などを行い、運営支援を行います。また、研修の企画を行い、ボランティアのスキルアップの他、講師に専門職を招くことで専門職との連携を深めていきます。
- ③ 専門職（ケアマネ等）対象にインフォーマルサービスへの理解を深める講座を開きます。またその発展としてインフォーマルサービスの担い手と専門職が交流できる場を設定します。
- ④ 社会福祉士と連携してコミュニティカフェ「ほっこりカフェ」が定期開催となるよう、ボランティアのスキルアップ講座や運営方法について協議する場を設けます。
- ⑥ エリア内のボランティアを対象としてスキルアップ、交流を目的とした講座を開催します。開催場所はケアプラザに限定せず、遠方の地域のボランティアも参加しやすい場所で出前講座を実施します。
- ⑦ 住民主体の生活支援の活動が具体的な取組みつながるよう、先進事例の運営方法の情報提供や、人財の紹介、協議の場を設定するなどの支援を行います。

(4) より広域の地域課題の解決に向けた取組

- ① 生活支援 C0 連絡会で集計した要支援の認定受けている方の生活課題を把握するアンケートの分析を行います（再掲）。
- ② 区生活支援 C0 連絡会が作成する「瀬谷をまるっと生活支援」の記事の作成とその広報媒体としてボランティアメニューや Facebook を活用して、これまで地域活動に関心の薄かった住民に向けて広報を行います。（再掲）
- ③ 他事業所のケアマネが体制整備事業や地域支援に関心が持てる場として、インフォーマルサービスの担い手との交流会を行います。インフォーマルサービスの内容とケアマネの役割が地域活動の担い手の方々が理解できる機会を設けます。

4 地域包括支援センター運営事業

(1) 総合相談支援業務

① 地域におけるネットワークの構築

- (1) 地区民児協、地区社協、自治会等地域での会議に出席し、包括の役割を周知するとともに地域情報・地域課題の把握に努めます。
- (2) 地区民生委員を中心に、必要に応じて、要援護高齢者に関する情報共有を行います。
- (3) 区役所・区社協と月例会議を開催し、個別事例から掲げられる地域課題を共有する機会とするとともに、ネットワーク構築に向けた検討を行います。
- (3) 地域の事業に積極的に参加し、出張相談や出前講座を開催します。
- (4) 「ケアマネと病院の医療ソーシャルワーカーとの連絡会」を開催し、医療・介護の連携を強固にし、地域包括ケアシステムの推進を図ります。
- (5) 地区民児協などで把握した課題を整理し、その課題をもとに、「ケアマネと民生委員の交流会」を開催します。
- (6) あんしんカードなどの見守りツールの上手な活用方法を区の方針に則した形で、地域での検討会「地域の見守りツールの活用について語ろう」を開催します。

② 実態把握

総合相談業務の様々な個別支援を通じて、地域の傾向や実態把握に取り組みます。

- (1) 地域の会議やサロン、シニアクラブなどの地域活動に積極的に参加し、アンケートの実施や聞き取りを行い、地域課題や地域ニーズ把握に努めます。
- (2) 総合相談や戸別訪問の中から、日常生活課題を抽出できるようにし、地域住民の共通課題を把握し、より地域ニーズに基づいた支援を行います。
- (3) 社会資源情報を整理・分析し、包括、生活支援 C0、地域活動交流 C0 の 5 職種で定期的に共有の機会を持ちます。
- (4) 地域事業に参加した際は、地域支援シートを活用し、職員間で課題共有します。

③ 総合相談支援

「地域に最も身近な相談窓口」としての機能を基本に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう専門職が連携して総合的に支援します。相談のたらいまわし起きないように「ワンストップサービス」を目指し、関係機関と連携を図りながら相談に応じます。

- (1) 常に専門職が相談対応できるよう、窓口当番を設け相談体制を充実させます。また、事業等で包括職員が不在になる場合でも、他の職員が相談対応ができ、包括職員に的確に繋げるよう体制を整えます。
- (2) 地域の会議や行事・活動に積極的に出向き、顔の見える関係をつくり、ネットワークの構築に努めます。
- (3) 区役所・区社協と定例で事例検討を行い、地域性・個別性に沿った支援を行います。
- (4) 館内の位置関係からケアプラザが「せやまる・ふれあい館」の総合相談窓口のようになっています。館内他施設の業務内容を把握し、適切に案内ができるよう努めます。また、複合館の強みを活かし相談内容によって館内他施設とともに連携し、複数の専門的視点から適切な支援につなげます。
- (5) オープンスペースやエントランスなどに、地域情報や介護保険情報の冊子やチラシを配架し、来館者に情報提供します。

(2) 権利擁護業務

① 成年後見制度の活用促進・消費者被害の防止

誰もが住み慣れた地域で尊厳ある暮らしを続けることができるよう、消費者保護、成年後見制度、権利擁護事業等の普及啓発に取り組みます。相談に対しては適切な助言を行うとともに、必要に応じ区役所や区社協、関係機関と連携を図り支援します。

- (1) 成年後見サポートネットワーク連絡会で多職種から学んだ事柄を、日々の支援に活用するなど、成年後見支援を進めます。
- (2) アセスメントのもと必要に応じ、成年後見制度の申し立て支援を行います。
- (3) 総合相談やケアマネ等の持つケースの中で、あんしんセンターの権利擁護事業の支援が必要なものがある場合区社協につなげるなどの連携した支援を進めます。
- (4) 障がいへの理解啓発・権利擁護講座を開催し、地域住民が障がいについて正しく理解し、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりに向けて取り組みます。
- (5) 今後の人生を自分で考え、方向を決定し、その人らしく生きることを認識するきっかけになるよう「おいじたく講座」を開催し、意思決定支援を行います。
- (6) ケアプラザ内外の事業やサロン・食事会などで、生活に則した身近な権利擁護情報や振り込め詐欺についての情報提供や注意喚起を行い防止に努めます。
- (7) 地域住民やケアマネや消費生活センターなどと協力し、個別の消費者被害の解決支援に取り組みます。

② 高齢者虐待への対応

虐待から高齢者や障がいのある方の権利を守るため、身近な相談機関として迅速且つ的確に関係機関と連携し対応します。

- (1) 日頃から地域住民が相談しやすい関係づくりに努め、本人・家族・地域住民から寄せられた相談や、ケアマネ等の関係者から受けた情報については緊急性を見極め、安全確保を優先し対応します。
- (2) 虐待防止や早期発見のため、区役所や関係機関とネットワークを構築し連携を図ります。月例の虐待ミニ連絡会では区役所や同職種間で情報共有し意見交換を行います。
- (3) 認知症の症状のチェックのためのサインチェックシートの普及啓発、虐待研修への協力を行い、虐待の早期発見・防止に努めます。
- (4) 介護者が孤立することなくリフレッシュできる場として、定例で介護者のつどい「ふれあい」を開催し、健全に介護が続けられるよう支援します。

④ 認知症

- (1) 認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症キャラバンメイトの育成やキャラバンメイトが主体となって行う、認知症サポーター養成講座の開催を支援し、認知症についての理解者を増やすとともに、認知症理解を普及啓発する担い手の育成を行います。
- (2) 認知症の方を支える家族支援として、介護者同士の交流や介護に役立つ知識を学ぶ機会として、介護者のつどい「ふれあい」を定期開催します。
- (3) 区認知症徘徊ネットワークの協力機関として、不明になった高齢者の発見への協力はもとより地域等への普及啓発に取り組みます。
- (4) 認知症医療連携検討会に参加し、区ひいては担当エリアの認知症対策促進のため行政・医療・福祉が連携を図ります。
- (5) 地域住民が認知症を身近な問題としてとらえ、正しく理解することを目的とした認知症ミニ講座を開催します。
- (6) 生活支援COと連携してコミュニティカフェ「ほっこりカフェ」が定期開催できるよう、ボランティアのスキルアップ講座や運営方法について協議する場を設け、ボランティアが自主的に運営に携わる体制の整備を行います。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

①地域住民、関係機関等との連携推進支援

- (1) 地区民児協の会議に参加し、ニーズ把握に努めると共に日常活動に対しての不安や疑問が解決できるよう「ケアマネと民生委員との交流会」を開催します。
- (2) エリア内のグループホームや小規模多機能型居宅介護の運営推進会議に包括の職員が出席し、施設職員や自治会会長、民生委員などと意見交換を行います。
- (3) 働き盛りの中高年を中心とした、地域住民向けの健康講座(運動編)3回講座で開催します。
- (4) 地域で行われているインフォーマルサービス活動の理解・啓発を目的に、ケアマネとインフォーマルサービス活動を行っているボランティアとの交流会を開催します。

②医療・介護の連携推進支援

- (1) 区役所主催の「在宅高齢者サポートネットワーク」に参加し、ケアマネと医療・介護関係者の連携を進めます。
- (2) ケアマネットと区内5包括共催で「ケアマネと病院ソーシャルワーカーとの連絡会」を開催し、ケアマネと医療関係者がより良い連携が図れるように支援をします。
- (3) 施設協力医や薬剤師、管理栄養士などの専門家による地域向けの講座や、病院等との連携により「尿漏れ講座」などを実施します。
- (4) 介護サービス事業所とケアマネとの情報交換会を開催します。
- (5) 瀬谷区医師会にて開催されている事例検討会に参加し、ケースの情報共有と医療と介護との連携について話しあいを行います。
- (6) 訪問介護看護事業所の運営推進会議に参加します。

③ケアマネジャー支援

- (1) 面接、電話などでケアマネからの相談に対応します。相談内容によっては、同行訪問や定例のケア会議で課題解決に向けた検討を行います。
- (2) 支援困難ケースは、定例のケア会議を活用したり、カンファレンスの開催支援を行い、調整などの支援をします。
- (3) 区内5包括と区役所で作成の「ケアマネカレンダー」や「主任ケアマネ通信」をエリア内の居宅介護支援事業所へ配布し、事業開催通知や情報提供を行います。
- (4) 区内5包括及び区役所と協力し、新任・就労予定ケアマネ研修を行います。ケアマネの情報交換や横のつながりの場として活用します。
- (5) 区生活支援課・各サービス事業所・インフォーマルサービス団体など連携を目的としたケアマネ向けのスキルアップ講座を開催します。
- (6) ケアマネジャーのスキルアップを目的に、インシデントプロセス方式による事例研究を行います。
- (7) ケアマネに対し、区社協の協力のもと、あんしんセンターと成年後見制度に関する説明会を行い、居宅サービス計画に反映できるようにしていきます。
- (8) ケアマネットに5包括職員が輪番で参加し、ケアマネが抱えている課題などの把握をし、適宜、アドバイスをします。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築・地域ケア会議

- (1) 包括圏域にある民児協が抱えている課題を集約し、情報交換を随時行います。
- (2) ケアマネが地域課題と感じている事例を募集した上で、個別レベル地域ケア会議を開催し、個別ケア会議事例と類似した事例を集約し、包括レベル地域ケア会議を実施します。その会議の中から、地域課題を集約し、民生委員・地域の福祉保健関係者・区・ケアプラザ・区社協などと共働し、地域資源の開発に取り組みます。
- (3) 地域のボランティアの方や民生委員児童委員とケアマネとの交流会を開催します。
- (4) あんしんカードなどの見守りツールの上手な活用方法を区の方針に則した形で、地域での検討会「地域の見守りツールの活用について語ろう」を開催します。

(5) 介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

介護予防ケアマネジメント（指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業）

- (1) 目標思考型の介護予防ケアプラン作成を目的とし、介護予防ケアマネジメント研修を開催します。
- (2) 介護予防ケアマネジメントにおいて、介護保険制度だけでなく、地域のインフォーマルサービスの視点が加えられるよう、情報の提供とインフォーマルサービスに関わるボランティアとケアマネの交流会を行います。
- (3) 介護保険制度だけでなく、ボランティアセンターやあんしんセンター事業などの区社協サービスを有効に活用し、より対象者本人に即したサービス提供や自立支援が図れるようケアマネ向けの講座を開催します。
- (4) ケアプラザエリア内のサロンやシルバークラブ等に出向き、介護予防出張講座を行います。
- (5) 介護予防計画書の作成などを委託している事業所と常時コンタクトを図りながら、本人の状態に即したサービス提供（インフォーマルも含め）が行えているかを電話・訪問などで確認し、継続的な連携を図ります。

(6) 一般介護予防事業

一般介護予防事業

◆元気づくりステーションについて

「あったかハート元気会」では、29年度同様、毎月の参加で支援します。

運動にプラスし、栄養講座やカロリーリング等イベントを盛り込む予定で、30年度も「ポッチャ」を内容として行う予定です。

参加者も積極的に役割を担っており、29年度報告 30年度計画を参加者全員で共有し全員で健康づくりを目指します。またさらには、参加者よりの要望で介護保険制度について話をする予定です。

◆フォローアップについて（5職種の連携により次の各活動を支援）

- (1) ユーカリの会では、参加者からの要望があり、体力測定・体操のフォローアップ講座を実施予定です。日頃体操は実施していますが、自身の体力を知る機会がないため体力測定を実施し、身体を振り返ると共に今後の体操に役立てて頂けるきっかけを作る予定です。

(2)男めしでは、30年度も管理栄養士を講師にお呼びし、普段調理している振り返りを調理実習を通して行う予定です。

(3)ひるラジ楽老会では、新たなメンバー募集による会継続支援を目的に、フォローアップ講座や、自治会と連携して参加者募集を図ります。

※上記以外にも必要に応じ、検討していく予定です。

◆出前講座について

(1)上楽老峰自治会、相沢第二・七町内会、向陽台自治会では、29年度同様、30年度も出前講座の実施、通いの場の拡充を地域の方の声を聞きながら実施していきます。また新たな介護予防のすそ野を広げるため、その他の地域についても積極的に出前講座の広報・提案を行い、継続的な取り組みへとつなげます。

(2)地域のサロンやシニアクラブへも29年度同様積極的に出向き、その地域にあった介護予防の取組みを各代表と話し合いながら内容を決定し、実施していく予定です。

◆こつこつ元コツについて

日常生活の中で継続できる内容(栄養講座で簡単調理、膝痛・腰痛予防体操、正しい歯磨きの仕方)を30年度も実施し、参加者が継続して介護予防を実践できることを目指していきます。第四地区・相沢地区で1か所ずつ実施します。

◆ボランティア育成について

日頃ケアプラザの講座に参加が少ない相沢地区の方をターゲットとし、相沢地区の会館を会場にし、地域で活動するボランティアを対象に実施予定です。

◆自主事業

アンケート結果や、総合相談の状況の中で尿モレに悩んでいる方の存在があり、30年度も、2回連続講座として1回目にユニ・チャーム、2回目に理学療法士・作業療法士にお越し頂き骨盤底筋体操を実施予定です。

その他

○30年度の事業計画の打ち合わせを29年度末に常勤職員全員で行い、方向性や、部門で重なっているところはないか等話し合い、事業計画の立案を行っています。また、その結果を30年度の事業方針を含め運営協議会で説明し地域への協力を求めました。

○地域支援について、自治会により様々な特色があるため単一自治会に焦点をあて、この1年間に目指すゴールを全員で決めることにより、日頃から地域を見る目を養えてきました。これを生かし、持ち帰った情報を地区支援経過に落とし込み、誰でも入力でき、誰でも閲覧することができるようにします。

○ケアマネやサブコーディネーターにも協力していただき、利用者の方々より得た地域情報やインフォーマル情報を伝えて頂くよう、日頃から協力を求めており、ケアプラザが一体となり地域支援を進めていきます。

○災害時の対策として、福祉避難所運営のための職員体制や災害時事業継続計画(BCP)について、全職員で検討を進めます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

指定管理者として公の施設を公平・公正に管理します。

- (1) 地域の方々が安心して利用できる施設となるよう、日常清掃や定期清掃はもとより、日々の点検業務など、衛生的で清潔な施設の維持管理に努めます。
- (2) 電気・消防設備・エレベーターなどの維持管理については、専門業者による業務委託を行い適切な管理を行うとともに、せやまる・ふれあい館内の各施設と費用按分により経費を負担します。
- (3) 施設の補修や修理について、瀬谷区役所との事前協議により実施するとともに館内の共有スペースに関しては、瀬谷区役所および「せやまる・ふれあい館管理委員会」と十分に協議し連携を図りながら、適切に対応します。
- (4) 施設利用者の方々への利便性を考え、各部屋の空き状況を施設の掲示板で周知します。

イ 効率的な運営への取組について

- (1) コピーや印刷は裏紙で済むものは積極的に裏紙を利用し、コピー用紙購入についてはリサイクル用紙を購入します。
- (2) 空調温度の基本設定を夏は28℃、冬は20℃としますが、施設利用者や来館者の年齢や体調等に合わせて、臨機応変に温度設定を調整します。
- (3) 利用の無い部屋は消灯を徹底します。また、天候により太陽光で照度が十分に得られる場合は、廊下等の照明を一部または全部消灯します。
- (4) 館内の各トイレは自動照明や自動水栓が設置されており、全館を挙げて節電・節水に取り組みます。
- (5) パソコンは節電設定にして、離席時の無駄な電力消費を予防します。
- (6) せやまる・ふれあい館に雨水タンクを設置して、植栽の水やりなどに雨水を使用することで節水に取り組みます。
- (7) 業務委託における指名競争入札において業者指名にあたり、中小企業を優先して指名します。
- (8) 運営法人が市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的な運営費の執行に努めます。また、備品・消耗品についても一括購入するなどし、経費の節減に努めていきます。
- (9) 施設利用団体交流会により、利用者の意見・要望を伺い、より利用しやすい環境づくりとともに、団体相互の横の繋がりの強化を進めます。

ウ 苦情受付体制について

- (1) 利用者個人の尊厳を尊重し、利用者の権利を擁護する仕組みとして苦情解決を位置づけ、サービスや事業の質の向上につなげます。
- (2) 苦情受付担当者と苦情実務責任者を情報掲示板や貸館の室内に掲示し、利用者に対して苦情受付の体制を周知します。
- (3) 法人の「苦情相談対応マニュアル」に沿って苦情受付の体制を整えます。受付担当者（主任）→実務責任者（所長）→所管部長→苦情解決推進チーム→総括責任者という流れで苦情の解決にあたります。
また、法人は苦情解決調整委員（第三者委員）として、法律・福祉・人権の各分野の専門家に依頼して、上記の仕組みで解決できなかった場合の対応や助言をもらいながら円滑な解決とサービスの改善に努めます。
- (4) 各部門でアンケート調査を行い、利用者の方々から意見や要望をお聞きする機会をつくり、頂いたご意見を基に、改善に繋げるよう館内に掲示します。
- (5) 館内2カ所に「ご意見箱」を設置して、日頃からケアプラザやせやまる・ふれあい館に関する意見や要望が届く仕組みを整えます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

【防 犯】

防犯について、日中は各部屋の点検時に職員が見回り、閉館時も最終見守りをし、閉館後は、機械警備システムにより夜間の異常発見に備えます。

- (1) 職員が貸館利用後の点検等で館内を見回る際、不審者の侵入がないことも併せて確認します。また、建物の周辺の見回りも行います。
- (2) せやまる・ふれあい館共通の「不審者対応マニュアル」を作成し、全職員に配布しており、対応を全体会議で再度確認します。

【防 災】

防災について、職員緊急連絡網の作成と自衛消防組織の設置により、火災や災害発生時に備えます。また、防犯や防災に関して緊急時対応のため、以下の事に取り組みます。

- (1) 防災・消火・避難訓練等を年2回実施します。（1回はせやまる・ふれあい館合同の訓練を実施・2回目は座学や避難訓練中心に予定）
- (2) 日頃から地域の行事や防災訓練に積極的に参加し、職員と地域の皆様と顔の見える関係をつくることで、災害時などの非常時に相互に協力し合える関係性を築き有事に備えます。
- (3) 職員連絡網や法人内の管理職連絡網や区関係の緊急時連絡網を整え、有事の際、速やかに情報伝達が職員全体に行き渡る仕組みを整えます。
- (4) ケアプラザは災害時の福祉避難所になるため、その役割を認識し、防災備蓄物資の適正な保管管理を行うとともに、避難場所運営に必要な人員の確保および役割が果たせるよう、参集訓練などを実施し、他のケアプラザとの連携も視野に、再度の詳細にわたる確認や区役所と連携した体制整備を進めます。
- (5) 発災後、緊急対応から復旧まで、円滑に行うため、BCP（災害時事業継続計画）を見直し、職員内で内容を共有し、対応方法を再度検討します。

オ 事故防止への取組について

法人が運営する施設等の事故報告を事例にし、当施設でのリスクを確認することで再発防止に向けた検討・対応を行い、事故防止に役立てます。

- (1) 事故や事件・事務ミス等の防止のため、毎月の定例職員会議で、法人内で発生した事件事例や当ケアプラザ内で収集したヒヤリハット・事務ミスについて分析し、業務改善等につなげます。
- (2) 昨年度再整備した、事故対応マニュアル（ヒヤリハット含む）をはじめとする、各種マニュアルを再度全職員に確認し定着させます。
- (3) 朝礼・夕礼際の申し送りの時間を使って、ヒヤリハット発生の情報収集を行い、報告の案件があれば、その場で原因や対応策などを検討します。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

- (1) 市社協内で実施する個人情報保護研修に、毎年、管理職または職員が出席することで、継続的な意識啓発を行います。
- (2) 個人情報保護研修や人権啓発研修などの受講後は、職員会議において伝達研修を実施します。職員に対して個人情報の取り扱いや人権尊重に係る意識の向上に努めます。
- (3) 個人情報取扱いに関する管理責任者を所長として、館内に掲示し、周知します。
- (4) 個人情報が含まれるケースファイル・データ保存の媒体等は施錠管理を徹底し、必要時以外の外部への資料の持ち出しや机上放置を防止します。
- (5) パーソナルコンピュータは盗難防止のため、パスワードの設定はもとより、ワイヤーと鍵で固定しています。
- (6) 契約書・フェイスシート・介護保険申請書等の書類は、外部への持ち出しが不可欠なので、出かける前に「持出簿」に個人情報の内容を記入し、他の職員に確認を得てから持ち出しします。また、訪問先から個人情報を持ったまま帰宅しないことを徹底し、事務所に戻った際、持ち帰った個人情報を他の職員により確認後、「持出簿」に持ち帰りの記録を記入します。
- (7) 担当者の不在時の事後連絡や外部からの相談・問い合わせ等に使用する連絡ノート（各部門別）については、夜間は、施錠のできる保管庫で管理します。
- (8) 定期的に全職員に対して研修を行い、意識啓発と事故予防に努め、個人情報取扱い方針を本会ホームページ等での掲載を進めます。

キ 情報公開への取組について

法人の「保有する情報の公開に関する規程・規則」に基づき、情報公開への対応を行います。また、法人や法人運営のケアプラザ等施設の運営状況や事業情報については、ホームページや広報紙などの媒体を用いて情報を発信します。

- (1) 情報公開に際しては個人の不利益にならないこと、責任者の判断を得ること等を徹底します。
- (2) 個人のプライバシー情報や法令等の規制で公にすることが出来ない情報など、開示できないものを明確にします。
- (3) 閲覧用の予算書・事業計画書、決算書・事業報告書を「ご意見箱」記入台に設置します。また、個人情報取扱業務概要説明書を受付窓口に設置します。
- (4) 受付窓口付近に、情報コーナーを設置して地域の情報や事業チラシなどの広報紙やポスターなどの掲示を行い、常に最新の情報が提供されるよう更新します。
- (5) ケアプラザの広報紙や開催事業のチラシを、各連合自治会町内会の定例会や地区社協会長会議等で説明し、自治会町内会に協力いただき、掲示板への掲示と班回覧を行うとともに幅広い地域の場に配布します。

ク 人権啓発への取組について

- (1) 重症心身障害児余暇支援事業（みーとすまいる）の地域への周知を通し、障がい者理解を促進させます。
- (2) 認知症高齢者に関する講座や講習会を実施し、地域に認知症理解の輪を広めます。
- (3) 法人・瀬谷区役所の実施の、人権啓発研修を基に所長・職員が説明者となって、職場内研修として、児童虐待や障がい者の状況についての全員研修を行い、内部啓発に努めます。
- (4) 周辺の三ツ境養護学校を始めとして、区内の地域作業所などの、野菜やパン販売などをせやまる・ふれあい館の1階での販売を促進させることにより、地域の来館者の方々に障がい者理解の輪を広げます。
- (5) エリア内の両地区が、地域福祉保健計画の柱として「障がい者の理解促進」を掲げていることもあり、地区支援の一環として、地域の住民対象に理解促進事業を進めます。

ケ 環境等への配慮及び取組について

- (1) コピーや印刷は裏紙で済むものは積極的に裏紙を利用し、コピー用紙購入についてはリサイクル用紙を購入します。
- (2) 空調温度を夏は28℃、冬は20℃の設定を基本にし状況に合わせた調整を行います。
- (3) 利用の無い部屋の消灯を徹底し、廊下や事務所内の電気は天候により不要箇所は消灯します。
- (4) 館内の各トイレは自動照明や自動水栓が設置されており、全館を挙げて節電・節水に取り組みます。
- (5) パソコンは節電設定して、離席時の無駄な電力消費を予防します。
- (6) せやまる・ふれあい館に雨水タンクを設置して、植栽の水やりなどに雨水を使用します。

介護保険事業

● 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業

《職員体制》

- 管理者 主任ケアマネジャー 1名（常勤兼務）
- 保健師等 1名（常勤兼務）
- 社会福祉士 1名（常勤兼務）

《目 標》

要支援1,2と認定された地域の高齢者に対し、目標思考型のケアプランを作成します。また、本人の意欲を高め、介護保険サービスのみならず、インフォーマルサービスなどの情報提供を行い、より本人の意欲を反映できるようにし、生活の質の向上を目指します。

委託事業所に向けて、総合事業の理解・啓発を図り、滞りのないサービス利用が行えるよう、連絡・調整を行います。

《実費負担》

なし

《その他》

- (1) 地域のケアマネや地域のインフォーマルサービスに関わる方との連携を図り、双方の情報共有を密にし、インフォーマルサービス等を盛り込んだ計画が出来るよう支援を行います。
- (2) 地域の介護予防支援事業者を対象とした介護予防に関する勉強会や研修を企画し、目標を掲げた予防ケアプランを作成するためスキルアップを目指します。

《利用者目標》

4月	5月	6月	7月	8月	9月
160	160	160	162	162	162
10月	11月	12月	1月	2月	3月
164	164	164	166	166	166

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

- 管理者 1名（常勤兼務）
- 介護支援専門員 5名（常勤1名、非常勤4名）

《目 標》

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防・軽減または悪化の防止など）ができることを支援します。
また、良質なサービスが提供されるよう、常に利用者の立場に立ち公正中立な支援をします。

《そ の 他》

- (1) 利用者の個別性を尊重し、個々のニーズに沿ったサービス計画を作成し、ボランティア活動など地域の活動を含めた適切な地域の情報を提供します。
- (2) 個人情報に配慮しながら複合施設の特徴を生かし、必要な情報を利用者に伝えて地域支援が問題解決につながるように積極的に関わります。
- (3) 当事業所は包括と併設されているため、地域包括ケアシステムの観点から積極的に協力し、実現に向けて協働していきます。

《利用者目標》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
介護	120	121	122	123	124	125	
予防総合	30	31	32	33	34	35	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
介護	126	127	128	129	130	131	1506
予防総合	36	37	38	39	40	40	425

平成30年度 ニッ楯第二地域ケアプラザ
収支予算書及び報告書(一般会計)<地域活動>

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	19,753,000		19,753,000	19,753,000	0	横浜市より
利用料金収入			0		0	この列は入力しない
指定管理料充当 事業	0		0	0	0	
自主事業収入			0		0	この列は入力しない
雑入	0		0	0	0	
印刷代	0		0	0	0	
自動販売機手数料			0	0	0	この列は入力しない
駐車場利用料金収入			0	0	0	この列は入力しない
その他(指定管理料充当)	0		0	0	0	
その他(施設使用料相当額 法人負担分)			0	0	0	
その他(提案時控除 法人負担分)			0	0	0	
収入合計	19,753,000	0	19,753,000	19,753,000	0	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	10,716,000		10,716,000	0	10,716,000	
本俸	9,185,000		9,185,000	0	9,185,000	
社会保険料			0	0	0	
手当計	136,000		136,000	0	136,000	
健康診断費			0	0	0	
勤労者福祉共済掛金	279,000		279,000	0	279,000	ママふりしど
退職給付引当金繰入額			0	0	0	
その他	1,116,000		1,116,000	0	1,116,000	
事務費	1,415,000		1,415,000	0	1,415,000	
旅費			0	0	0	
消耗品費	588,000		588,000	0	588,000	
会議随費	10,000		10,000	0	10,000	
印刷製本費	80,000		80,000	0	80,000	
通信費	450,000		450,000	0	450,000	
使用料及び賃借料	67,000		67,000	0	67,000	
横浜市への支払分			0	0	0	
その他			0	0	0	
備品購入費	200,000		200,000	0	200,000	
図書購入費			0	0	0	
施設賠償責任保険	20,000		20,000	0	20,000	
職員等研修費			0	0	0	
振込手数料			0	0	0	
リース料			0	0	0	
手数料			0	0	0	
地域協力費			0	0	0	
その他			0	0	0	
事業費	568,000		568,000	0	568,000	
運営協議会経費	42,000		42,000	0	42,000	予算・指定額
指定管理料充当 事業	526,000		526,000	0	526,000	
管理費	6,197,000		6,197,000	0	6,197,000	
建築物・建築設備点検			0	0	0	予算・指定額
光熱水費	1,241,000		0	0	0	
電気料金			0	0	0	
ガス料金			0	0	0	この列は入力しない
水道料金			0	0	0	
清掃費	2,114,000		2,114,000	0	2,114,000	
修繕費	474,000		474,000	0	474,000	予算・指定額
機械整備費	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000	
設備保全費	1,368,000		1,368,000	0	1,368,000	
空調衛生設備保守			0	0	0	
消防設備保守			0	0	0	
電気設備保守			0	0	0	
害虫駆除清掃保守			0	0	0	
駐車場設備保全費			0	0	0	
その他保全費			0	0	0	
共益費			0	0	0	
その他			0	0	0	
公租公課	857,000	0	857,000	0	857,000	
事業所税			0	0	0	この列は入力しない
消費税	857,000		857,000	0	857,000	
印紙税			0	0	0	この列は入力しない
その他()			0	0	0	この列は入力しない
事務経費 (計算根拠を説明欄に記載)	0	0	0	0	0	この列は入力しない
本部分			0	0	0	この列は入力しない
当該施設分			0	0	0	この列は入力しない
ニーズ対応費			0	0	0	この列は入力しない
支出合計	19,753,000	0	19,753,000	0	19,753,000	
差引	0	0	0	19,753,000	△ 19,753,000	

自主事業費収入	526,000		526,000	0	526,000	
自主事業費支出	526,000		526,000	0	526,000	
自主事業収支	0	0	0	0	0	→自主事業(指定管理料充当の自主事業)費
管理許可・目的外使用許可収入	0		0	0	0	駐車場利用料金・自動販売機手数料収入等法人収入
管理許可・目的外使用許可支出	0		0	0	0	使用料(横浜市への支払等)
管理許可・目的外使用許可収支	0		0	0	0	

平成30年度 ニッ橋第二地域ケアプラザ
収支予算書及び報告書(特別会計)

収入の部

(税込、単位：円)

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料(包括)	23,692,000		23,692,000		23,692,000	横浜市より
指定管理料(介護予防)	151,000		151,000		151,000	横浜市より
指定管理料(生活支援)	5,789,000		5,789,000		5,789,000	横浜市より
利用料金収入			0		0	この列は入力しない
指定管理料充当事業(包括)	0		0		0	
指定管理料充当事業(介護予防)	0		0		0	
指定管理料充当事業(生活支援)	0		0		0	
自主事業収入			0		0	この列は入力しない
雑入	0	0	0		0	
印刷代	0		0		0	
自動販売機手数料	0		0	0	0	
駐車場利用料金収入	0		0	0	0	
その他(指定管理充当分)	0		0		0	
その他(提案時控除 法人負担分)			0		0	
収入合計	29,632,000	0	29,632,000	0	29,632,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	25,343,000	0	25,343,000	0	25,343,000	
本俸	19,607,000		19,607,000		19,607,000	
社会保険料			0		0	
手当計	3,171,000		3,171,000		3,171,000	
健康診断費			0		0	
勤労者福祉共済掛金	46,000		46,000		46,000	ハマふれんど
退職給付引当金繰入額			0		0	
その他	2,519,000		2,519,000		2,519,000	
事務費	1,632,000	0	1,632,000	0	1,632,000	
旅費	200,000		200,000		200,000	
消耗品費	176,000		176,000		176,000	
会議随費	20,000		20,000		20,000	
印刷製本費	200,000		200,000		200,000	
通信費	250,000		250,000		250,000	
使用料及び賃借料	0	0	0	0	0	
横浜市への支払分	0				0	
その他	0			0	0	
備品購入費	250,000		250,000		250,000	
図書購入費			0		0	
施設賠償責任保険	40,000		40,000		40,000	
職員等研修費	30,000		30,000		30,000	
振込手数料			0		0	
リース料			0		0	
手数料			0		0	
地域協力費	30,000		30,000		30,000	
その他	436,000		436,000		436,000	
事業費	1,512,000	0	1,512,000	0	1,512,000	
協力医	630,000		630,000		630,000	予算:指定額
指定管理料充当自主事業(包括)	422,000		422,000		422,000	
指定管理料充当事業(介護予防)	151,000		151,000		151,000	予算:指定額
指定管理料充当自主事業(生活支援)	309,000		309,000		309,000	予算:指定額
管理費	1,145,000	0	1,145,000	0	1,145,000	
建築物・建築設備点検	0		0		0	予算:指定額
光熱水費	300,000	0	300,000		300,000	
電気料金			0		0	
ガス料金			0		0	この列は入力しない
水道料金			0		0	
清掃費	400,000		400,000		400,000	
修繕費	126,000		126,000		126,000	予算:指定額
機械警備費	319,000		319,000		319,000	
設備保全費	0	0	0	0	0	
空調衛生設備保守			0		0	
消防設備保守			0		0	
電気設備保守			0		0	
害虫駆除清掃保守			0		0	
駐車場設備保全費			0		0	
その他保全費			0		0	
共益費			0		0	
その他			0		0	
公租公課	0	0	0	0	0	
事業所税			0		0	
消費税	0		0		0	
印紙税			0		0	
その他()			0		0	この列は入力しない
事務経費(計算根拠を説明欄に記)	0	0	0	0	0	
本部分			0		0	
当該施設設分			0		0	
二一ス対応費			0		0	
支出合計	29,632,000	0	29,632,000	0	29,632,000	
差引	0	0	0	0	0	

自主事業費収入	0					
自主事業費支出	0					
自主事業収支	0			0		⇒自主事業(指定管理料充当の自主事業)費

管理許可・目的外使用許可収入				0		駐車場利用料金・自動販売機手数料収入等法人
管理許可・目的外使用許可支出				0		使用料(横浜市への支払等)、駐車場設備保全費
管理許可・目的外使用許可収支				0		

平成30年度 自主事業計画書

横浜市二ツ橋第二地域ケアプラザ

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
「ほっこりカフェ」運営支援	認知症の方やその家族、障害のある方など、地域住民が気軽につどい交流し、情報交換やリフレッシュできる場として、愛成苑でのコミュニティカフェの定期開催・運営支援を行う。また活動の主たるボランティアのスキルアップのため支援を行う。	【開催】 毎月 10回程度 【スキルアップ講座】 7、2月（2回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ボランティアカフェ	ボランティアのスキルアップやフォローアップ、交流を目的とした講座を企画。また、例年ケアプラザ施設内での開催であり相沢地区の参加者が少ない傾向にあったため、連続講座のうち1回以上は相沢地区の地域の拠点で開催する。	9、10月（3回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
みーとすまいる	三ツ境養護学校に通う重度心身障害児を対象とした余暇支援プログラム。親・子・ボランティアが交互にふれあい支え合うコミュニティづくりと、障害支援ボランティア育成を目的とする。	7、11月（2回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
音の駅	瀬谷区の地域活動交流事業として行い、今年度は各ケアプラザで実施する。誰もが気軽に参加できるコンサートを地域の施設で行うことにより、施設との連携強化と地域住民が活用できる地域活動拠点開発を目的とする。	未定（1回）

平成30年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
せやまる・ふれあい祭り	せやまる・ふれあい館 6館共催のお祭り。ケアプラザでは、地区内で活動されているボランティアや貸館登録団体の交流・発表の場を目的とする。	12月 (1回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ボランティアのつどい	瀬谷区内で活動しているボランティアの活動発表と交流を行い、区民への活動の周知とボランティア同士の連携を深めること目的とする。	3月 (1回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
住民向け健康講座	60代以下を主な対象とし、運動を中心とした連続講座を行い、参加者が初回と最終で測定会を図り、運動の必要性を感じていただく機会とする。	10、11月 (2回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
貸館登録利用団体交流会	貸館利用登録団体を対象に、団体同士の交流やケアプラザからの伝達事項を行う場とする。	1月 (2回)

事業名	目的・内容	実施時期・回数
親子でぎゅーつとスキンシップ	保育園・地域子育て支援拠点との共催事業。親子遊びの講座を通じ、地域の親子が保育園などの子育て支援施設を気軽に利用・相談できる施設となることを図る。	1月 (1回)

平成30年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
障害理解啓発・権利擁護講座	地域住民が障害について正しく理解し、障害のある方が住み慣れた自宅で安心して暮らせる地域づくりを目的とする。みーとすまいる協力ボランティアや、ふわっとサポートメンバーへのフォローアップとして位置付ける。	8月（1回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
異世代交流イベント	異世代間交流を目的とした講座・イベントの開催。地域子育て支援拠点や保育園などとの連携して行う。スポーツ等を通じて交流を図る。	9月（1回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
カローリング交流会	カローリングのゲームを通して瀬谷区民同士の交流と元気づくりを行うことと、自主グループ「二ツ橋第二カローリング」のモチベーション向上を目的とする。	3月（1回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ボランティアデビュー講座	新しくボランティアを始める方々を対象に開催する。またよこはまシニアボランティア事業の紹介を行う。	9月（1回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ケアマネジャー向けスキルアップ講座	包括エリア内で、活動するケアマネジャーのスキルアップを目標とした講座を開催します。	5、7、9、11、3月（5回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
インシデントプロセス方式による事例研究	インシデントプロセス方式を用いた事例研究により、ケアマネジャーのスキルアップ向上を図る。	6、12月（2回）

平成30年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
民生委員・ケアマネジャー交流会	ケアマネジャーと民生委員の顔の見える関係を構築し、日常的な連携を図れるようにします。	1月（1回以上）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
インフォーマルサービスとケアマネジャーとの連絡会	インフォーマルサービスの担い手とケアマネジャーの専門職とが連携して個別支援にあたるように、相互の顔の見える関係づくりと役割の理解を深める交流の機会を設ける。	10月（1回以上）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
地域の見守りツールの活用について語ろう	あんしんカードなどの見守りツールをどのように活用したらよいかを、地域の方やケアマネジャー・救急隊などと検討していく。	8、11月（2回以上）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
新任・就労予定ケアマネジャー支援	瀬谷区で新しくケアマネジャー業務に就く、新人ケアマネジャーが業務を円滑に進めていけることを目的とする。	6、2月（2回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
病院MSWとケアマネジャーとの交流会	病院MSWとケアマネジャーが、お互いの役割を理解し、より中身のある連携を図れるよう支援を行う。	10月（1回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
医師会・歯科医師会・薬剤師会との交流会	医師会・薬剤師会・歯科医師会とケアマネジャーが有効な連携を図れるようにするため交流会を行う。	2月（1回）

平成30年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
こつこつ元コツ @諏訪社	相沢地区で身近な活動拠点である諏訪社にて体力測定・栄養・口腔・運動の介護予防の普及啓発を目的に実施。	9月（3回以上）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
こつこつ元コツ @東野中コミスク	体力測定・栄養・口腔・運動を実施予定。企画内で開催場所周辺地域で関心の高いウォーキングを取り入れ、引きこもり防止と介護予防の普及啓発を目的に開催。	10月（3回以上）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
ユーカリの会 フォローアップ 講座（オープン 体力測定会）	23年発足の自主介護予防体操グループ。体力測定と体育協会による指導により継続的な運営支援を行う。	6, 12月（2回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
男めしフォロー アップ講座	自主グループ男めしのモチベーション維持と担い手育成の要素も折り込んだ講座。	1月（1回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
尿モレ予防講座	29年度の講座「こつこつ元コツ」のアンケートより希望があり、継続実施。尿モレの正しい知識を取り入れる事で、健康増進を図る。	6, 7月（2回）

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
体力測定会 @瀬谷小	昨年度体育館の広さを活かした体操が好評であり、普段地域活動や講座に参加しない層の参加が見込まれるため、体育館を使用して開催。体育協会講師を招いて体力測定と評価に対する介護予防の手法を伝える場とする。	9月（1回）

平成30年度 自主事業計画書

事業名	目的・内容	実施時期・回数
歌って笑って。	瀬谷1～3丁目でカラオケ団体が多く、その資源を有効活用し、歌を通しての交流と介護予防の意識づけになる。	10、11月（2回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
介護者のつどい 「ふれあい」	元気に介護が続けられるよう、介護に役立つ情報提供、介護者同士の交流、リフレッシュできる場を提供し、孤立させないための支援を行う。 ※奇数月 第3（火）13:30～15:00 開催	奇数月（年6回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
権利擁護事業 「元気なうちから 老いじたく」	自身や家族の老いに向き合い考えることで、今後の人生をその人らしくより豊かに生きるためのきっかけづくりとする。 第1回 「瀬谷区版エンディングノートの書き方講座」 第2回 「老後のライフプランについて」 第3回 「成年後見講座」	6、7月（3回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
元気なうちから 老いじたく スピンオフ講座 「在宅療養の心 構え」	「病院」から「在宅」へと高齢者の長期療養の場が変わると言われている。最近の高齢者の在宅医療や看取りについて学び、自身や家族の老後の生き方について考えるきっかけとする。	10月（1回）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
認知症ミニ講座	地域の医師が認知症について講演を行うことで、地域住民が身近の問題として認知症をとらえ、正しく理解できることを目的とする。	9月（1回）

平成30年度 自主事業収支予算書

横浜市ニッ橋第二地域ケアプラザ

事業名	①募集対象者 ②募集人数 ③一人当たり参加費	自主事業予算額							
		総経費	収入			支出			
			指定管理料	参加費	その他	講師謝金	材料費	その他	
介護者のつどい 「ふれあい」	①介護者・介護経験者	¥23,000.-	地活	¥23,000			¥17,000.-	¥6,000.-	
	②15名程度		包括						
	③¥0		介護						
			生活						
「元気なうちから 老いじたく」	①地域住民	¥25,000.-	地活	¥25,000			¥25,000.-		
	②30名程度		包括						
	③¥0		介護						
			生活						
元気なうちから老いじたく スピノフ講座 「在宅療養の心構え」	①地域住民	¥35,000.-	地活	¥35,000			¥35,000.-		
	②30名程度		包括						
	③¥0		介護						
			生活						
ケアマネジャー向けスキル アップ講座	①ケアマネジャー	¥10,000.-	地活	¥10,000					¥10,000.-
	②30名程度		包括						
	③¥0		介護						
			生活						
民生委員・ケアマネ ジャー交流会	①民生委員・ケアマネジャー	¥4,000.-	地活	¥4,000				¥4,000.-	
	②50名程度		包括						
	③¥0		介護						
			生活						
インフォーマルサービス とケアマネジャーの連絡 会	①民生委員・ボランティア	¥4,000.-	地活	¥4,000				¥4,000.-	
	②40名程度		包括						
	③¥0		介護						
			生活						
地域の見守りツールにつ いて語ろう	①ケアマネジャー・地域福祉保健関係者	¥2,000.-	地活	¥2,000				¥2,000.-	
	②15名程度		包括						
	③¥0		介護						
			生活						
住民向け健康講座	①地域住民	¥45,000.-	地活	¥22,500			¥22,500.-		
	②20名程度		包括						
	③¥0		介護						
			生活						
ほっこりカフェ運営支援	①地域住民	¥60,000	地活	¥60,000			¥30,000	¥30,000	
	②毎回30名程度		包括						
	③¥200		介護						
			生活						
ボランティアカフェ	①ボランティア	¥50,000	地活	¥50,000			¥40,000	¥10,000	
	②毎回25名程度		包括						
	③¥0		介護						
			生活						
ユーカリの会フォローアップ (体力測定)	①高齢者	¥11,000	地活	¥11,000			¥10,000		¥1,000
	②30人		包括						
	③¥0		介護						
			生活						
男めしフォローアップ	①高齢者	¥16,900	地活	¥16,900			¥16,000		¥900
	②15名程度		包括						
	③¥0		介護						
			生活						

平成30年度 自主事業収支予算書

こつこつ元コツ諏訪社	①高齢者	¥32,200	地活						
	②75人		包括						
	③¥0		介護	¥32,200			¥29,000	¥2,000	¥1,200
			生活						
こつこつ元コツ東野中コ ミスク	①高齢者	¥54,100	地活						
	②75人		包括						
	③¥0		介護	¥54,100			¥53,000		¥1,100
			生活						
尿モレ予防講座	①70歳前半から	¥14,000	地活				¥13,000		¥1,000
	②60人		包括						
	③¥0		介護	¥14,000					
			生活						
体力測定会瀬谷小	①どなたでも	0	地活						
	②30名程度		包括						
	③¥0		介護						
			生活						
歌って笑って	①高齢者	¥5,900	地活						
	②30人		包括						
	③¥0		介護	¥5,900			¥5,000		¥900
			生活						
			地活						
			包括						
			生活						
			地活						
			包括						
			生活						
/									